

# 平成24年度 港湾・空港関連発注者支援業務について ( 港湾空港部 )

平成24年1月

〔問合せ先〕

関東地方整備局 港湾空港部

品質確保室・業務審査係

TEL 045-211-7424

# 【発注者支援業務の業務名及び業務内容】

区 分	標準的な業務内容
監督補助	<ul style="list-style-type: none"><li>①設計図書に基づく請負者に対する指示・協議に必要な資料の作成</li><li>②請負者から提出された資料と設計図書との照合</li><li>③現地確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成</li></ul>
品質監視補助 施工状況確認補助	<ul style="list-style-type: none"><li>①不可視部分や重要構造物の品質・出来形の確認</li><li>②請負工事の施工状況並びに使用材料に対する設計図書との照合</li><li>③完成・既済部分・指定部分検査の臨場</li></ul>
発注補助	<ul style="list-style-type: none"><li>①工事の積算に必要な現地踏査</li><li>②工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成</li><li>③積算根拠資料の作成、積算データ入力</li></ul>
技術審査補助	<ul style="list-style-type: none"><li>①工事発注資料の作成</li><li>②競争参加者から提出された申請書等の分析・整理</li><li>③総合評価項目の分析・整理</li><li>④技術資料の確認事項の整理</li><li>⑤審査会・委員会資料の作成</li></ul>

# 【港湾・空港関連発注者支援業務の契約手続きの方針】

平成24年度に関東地方整備局が発注する港湾・空港関連発注者支援業務については、さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上等を図るため、以下のとおり実施する予定である。

- (1) 一般競争入札（総合評価落札方式）で実施 [H22dより継続]
  - 平成22年度に続き、全ての発注者支援業務について一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- (2) 適正な発注ロットの設定 [H22dより継続]
  - 民間事業者及び新規参入事業者が受注しやすい業務規模とするため、業務の効率性等を勘案したうえで、可能な限り発注ロットを縮小
- (3) 競争参加要件等の更なる緩和 [H21dより継続]
  - 平成21年度に続き、実績要件等をさらに緩和
- (4) 設計共同体による競争参加の実施 [H23dより継続]
  - 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度に続き、設計共同体による競争参加を導入
- (5) 担当技術者評価の実施 [H23dより継続]
  - 担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度に続き、担当技術者の業務実績を評価。
- (6) 履行確実性評価の導入 [H24d新規]
  - 調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。
- (7) 法に基づく民間競争入札（複数年度契約）の導入 [H24d新規]
  - 更なる民間事業者の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入（一部業務において2ヶ年度の複数年度契約を実施）

# 平成24年度 発注者支援業務のポイント①

## 1. 「民間競争入札」の導入

平成24年度から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共 サービス改革法）」に基づく民間競争入札（以下、「民間競争入札」と記載）により実施し、一部の案件について複数年度契約として実施する。

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、**内閣府に設置**された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の**審議**を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成23年11月30日……発注者支援業務の実施要項決定。（電子政府の総合窓口「e-gov」（総務省運営）及び港湾局HP（公共調達制度：入札契約制度等：発注者支援業務）にて公表中）

# 平成24年度 発注者支援業務のポイント①

## 3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

### (1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・「公共サービス法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
  - ・正当な理由なく、「法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

### (2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

# 平成24年度 発注者支援業務のポイント②

## 1. 履行確実性評価の導入(予定価格1,000万円をこえる業務)

○評価は実施方針及び技術提案(以下「技術提案等」という)に対して行う

1) 調査基準価格以上で予定価格以下の応札者

技術提案等の確実な履行を含め、契約内容に合致した履行がされない恐れがあるとはされていないことから、必要に応じてヒアリングを実施し、技術提案等の確実な履行の確保が十分にされない特段の事情がない限り、履行確実性評価をAとし、履行確実性度を1.0とする。

2) 調査基準価格未満の応札者

技術提案等の確実な履行確保、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、下記

3) ①から④までの審査項目を評価した結果追加資料を求め、必ずヒアリングを実施する。なお、追加資料の提出意志がなく、意志がない旨の書面を提出した場合は、入札無効として取り扱う。

3) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、

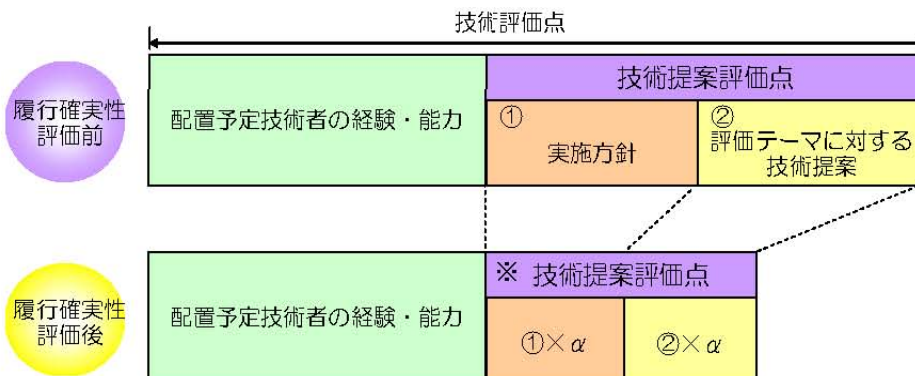
①業務内容に対応した費用が計上されているか。②配置予定技術者(照査予定技術者を除く。以下同じ。)に適正な報酬が支払われることになっているか。③品質管理体制が確保されているか。④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階(A~E)で総合的に評価する。

4) ○と審査した項目数に応じて、表-1の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

表-1

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

表-2 技術評価点の算出イメージ



# 1. 競争参加資格要件等

## (1) 単体企業の場合

- ① 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 地方整備局（港湾空港関係）における平成23・24年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること、又は申請を行い受理されていること

※平成24年4月1日に資格認定が得られない場合は、競争参加資格を有しない者による入札に該当し入札無効

- ④ 地方整備局副局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

## (2) 設計共同体の場合

上記「単体企業」の要件に加え、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、地方整備局副局長等から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けていること。

## 2. 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

### (1) 業務実績に関する要件

競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、平成14年4月1日以降に完了した業務の実績を有していること(発注者支援業務については平成23年度完了予定業務を含む。)

※地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、業務評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

※「国、都道府県、政令市及び特殊法人等」の発注機関の限定は行わない。

#### 【全業務】

業務：港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務  
若しくはこれらに準じた業務(発注機関は問わない)

## (2) 中立公平性に関する要件

業務の履行期間中に工期がある当該業務の対象工事に参加している者及びその対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない

【参考】工事に関する事後制限(参加資格要件には該当しない)

- ▶ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は、当該業務の対象工事に参加してはならない。
- ▶ 本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、当該業務の対象工事に参加してはならない。

## (3) 業務実施体制に関する要件

- ①業務の主たる部分を再委託するものでないこと
- ②業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと
- ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと、一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと
- ④業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと

## (4) その他【監督補助業務、品質監視及び施工状況確認補助業務】

本業務における連絡体制として、調査職員の指示が管理技術者に円滑かつ正確に伝えられるとともに、速やかに対応する体制がとられていること。

### 3. 配置予定管理技術者に対する要件

#### (1) 予定管理技術者の資格等

- ・技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・土木学会特別上級・上級・1級技術者
- ・1級土木施工管理技士
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)及び(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(例:発注者支援技術者等)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)

#### (2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・予定管理技術者は、平成14年4月1日以降に完了した同種又は類似業務(同種業務については平成23年度完了予定業務を含む。)の業務実績を有していること。

※元請として同種又は類似業務に従事した経験の他、下請、出向又は派遣により行った業務実績についても同種又は類似業務として認める。また、担当技術者及び発注者として従事したのも同種又は類似業務の業務実績として認める。(ただし、照査技術者として従事したものは認めない、また、工事については監理技術者に従事したものに限り)

※地方整備局(港湾空港関係)が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものは60点未満、また平成14年度以降に完成した工事は、65点未満の場合については実績として認めない。

【全業務】(発注機関については問わない)

同種業務: 港湾・空港の工事に関する発注者支援業務

類似業務: 港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務

### (3) 企業と管理技術者の直接雇用関係

- ・契約締結日から業務完了までの履行期間中に本業務の受注者と直接雇用関係にあること。

※競争参加資格確認申請書の提出者(企業)と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料を添付(但し、競争参加資格確認申請書の提出期限までに「直接的な雇用関係」にない場合は、契約締結日までに競争参加資格確認申請書の提出者(企業)と「直接的な雇用関係」となることを誓約する書類を添付)

### (4) 担当技術者の資格等

- ・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・土木学会特別上級・上級・1級技術者
- ・1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士
- ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)及び(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者(例:発注者支援技術者等)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

## 4. 設計共同体の分担業務

・設計共同体の活用により、技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図ることとし、その構成員の分担業務を設定

### ◆発注者支援業務における設計共同体として認める業務の区分

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所、分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

## 5. 技術提案書の評価

		監督補助業務	品質監視補助 施工状況確認補助	発注補助	技術審査補助
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対する的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

### 技術提案書に基づく業務の履行

- 業務の履行に際しては、技術提案書に記載した内容を満たす業務計画書を提出すること。
- 受注者の責により技術提案書に記載した内容を満足する業務が行われない場合又は提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、**業務成績評定を減ずる等の措置**を行う。

**各業務の詳細については、以下のサイトに掲載されます個別の入札公告等をご確認ください。**

**◆港湾空港関連入札・契約情報(PAS)**

**・ <http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>**